

実践につなげる「フレイル対策」地域支援業務 公募型プロポーザル募集要領

令和8年3月13日

1 事業の目的

フレイルとは、加齢とともに心身のはたらきや社会的なつながりが弱くなった状態を指し、何も対策せず放置すると、徐々に要介護状態へ進んでいく段階のことである。

しかし、可逆性があり、対策によって予防したり健康な状態へ改善したりできることから、一人一人が早期に気づいて適切な取組を行うことが重要である。

そのため、市町村の通いの場等で実施されているフレイルに関する活動の評価や見直し、取組の推進につなげることを目的に、市町村等職員を対象とした研修及びフレイル対策の活動を推進する人材の育成研修を実施する。

また、被災住民におけるフレイル対策の取組を充実・推進することを目的に、個別支援を実施する。

2 業務概要及び仕様

(1) 委託業務名

実践につなげる「フレイル対策」地域支援業務

(2) 委託料の上限

18,133千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案内容（追加提案のものも含む）に係る全てが委託料に含まれること。

※本事業は、令和8年度福島県当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立がなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

(2) 業務内容

別紙『実践につなげる「フレイル対策」地域支援業務委託 提案仕様書』のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 主なスケジュール

質問書の提出期限	令和8年3月23日（月）17時まで
質問に対する回答	令和8年3月27日（金）17時まで
参加表明書の提出期限	令和8年4月10日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年4月17日（金）17時まで
プレゼンテーション審査日	令和8年4月27日（月）午後
審査結果の通知	令和8年4月28日（火）以降
契約締結	令和8年6月

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるものではないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (8) 福島県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 本業務を実施するにあたり、契約開始日より円滑に業務運営を行うために必要な執行体制を整えることができること。

5 実施要領等の入手方法

実施要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部健康づくり推進課（以下「健康づくり推進課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、健康づくり推進課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

6 質問の受付

(1) 提出書類

質問書（第1号様式）

(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。

また、件名は「実践につなげる「フレイル対策」地域支援業務に関する質問」とし、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせ下さい。なお、電話による質問の受付は行いません。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、健康づくり推進課のホームページにて公表します。

なお、個別の回答は行いません。

(5) 回答日時

令和8年3月27日（金）17時までに掲載します。

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思がある者は、参加表明書等を提出期限までに「12 問合せ及び各種書類の提出先」まで提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第2号様式）

イ 団体等概要（第3号様式）と直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

ウ 定款又は寄付行為の写し（法人資格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

エ 法人登録簿の写し（申請受付日の3カ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限
令和8年4月10日(金) 17時まで(必着)

(4) 提出方法
持参又は郵送してください。
持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までとします。ただし、提出期限当日は17時までとします。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 参加表明書の提出」による手続を行った上で、企画提案書等を提出期限までに「12 問合せ及び各種書類の提出先」まで提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表

委託仕様書の業務委託内容に記載している各業務が円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案をしていただくとともに、各業務の実施方法について具体的に提案してください。(様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。)

イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本工業規格A4版、消費税額は10%とする。)

ウ 業務実施体制書(第4号様式)

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第5号様式)

(2) 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

(3) 提出期限

令和8年4月17日(金) 17時まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送してください。アについては、PDFデータでも提出してください。
持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までとします。ただし、提出期限当日は17時までとします。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

ア 提出者が上記4に定める参加資格を満たしていない場合

イ 同一者が2つ以上の提案書を提出した場合

ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合(提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む。)

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留または簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けません。(特定記録郵便は、受領印の押印または署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達記録を有しませんので御注意ください。)

- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積書の金額が2(2)の上限額を超過している場合
- カ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合
- キ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ク 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕または起訴された場合
- ケ 下記10(2)審査会（プレゼンテーション）当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。
- コ その他本募集要領または福島県があらかじめ指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(4) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 事業実施にあたっては、採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会による審査会において、企画提案書等のプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。審査委員の合計得点が満点の6割以上に達し、最も高い者を業務受託予定者（単独随意契約の予定者）に選定します。なお、最高得点の者が複数いる場合は、審査委員会が協議の上、委託候補者を決定します。

(2) 審査会

ア 開催日時

令和8年4月27日（月）（予定）

イ 所要時間

プレゼンテーションの持ち時間は、1社10分とします。

プレゼンテーション5分経過と9分経過後にそれぞれベルを鳴らしますので、進行

の参考としてください。また、10分経過後に終了のベルを鳴らしますので、速やかにプレゼンテーションを終了してください。その後、8分程度の質疑応答を行います。

ウ その他

- ・ 正式な開催日時及び場所は、別途通知します。
- ・ 追加資料の配付・使用は認めません。

(3) 審査基準及び配点

審査項目		配点
業務理解	・ フレイルに関する知識、県民の現状、対策についての確に把握し、企画に反映されているか。	10
企画性	・ 研修会及び個別支援の方法や広報の手法などについて、対象者へ効果的に働き掛けることができる内容となっているか。	30
スケジュール	・ 委託業務の完了までに達成できる無理のない業務実施工程となっているか。	10
実施体制	・ 配置された人員は十分か。 ・ 適切な資格や技能を持った人員が配置されているか。	20
業務実績	・ 本業務と類似の業務実績が十分にあり、その経験やノウハウを本業務に活かせるか。	20
経費積算	・ 費用対効果に優れた適切な事業費（見積書）の積算となっているか。 ・ 提案内容と整合性はあるか。	10

(4) 結果通知

プレゼンテーションの結果は、企画提案の採用、不採用にかかわらず、書面により後日通知します。

11 契約の締結等

(1) 仕様書等の協議

業務受託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定したうえで契約を締結します。なお、仕様書の内容は業務受託予定者が提案した内容を基本としますが、内容を一部変更する場合があります。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

(3) その他

業務受託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、または業務受託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

12 問合せおよび各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部健康づくり推進課 健康長寿・地域包括ケアシステム担当

電話 024-521-7165 F A X 024-521-2191

メール hokatsu@pref.fukushima.lg.jp